２０２０（令和２）年度第５回（通算第４６回）理事会（臨時）議事録

一般財団法人国際法学会

１．日　時：2020 年 10 月 11 日（日）　10 時～12 時 46 分

２．場　所：Zoom により実施

３．出席者：

理事 19 名中、19 名

以下の出席者が WEB システム ZOOM により参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濵本正太郎

（理事）濱本幸也

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）藤澤巌、堀口健夫

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第 29 条 3 項に基づき代表理事が議長となった。定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く 18 名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事 18 名の過半数（10 名）が出席していることが確認された（その後、第 2 号議案の審議終了時に 1 名が途中退席した)。続けて、前回 2020（令和 2）年度第 4 回（通算第 45 回）理事会（通常）の議事録の確認が行われた。

１）報告事項

１　公益目的支出計画の変更認可申請に関する件

古谷事務局長より、前回理事会で手続を進めることが承認された公益目的支出計画の変更認可申請について、顧問契約を結んでいる多胡・岩田・村田法律事務所に当該手続を依頼したこと及び、同事務所の染谷弁護士と内閣府の担当者との協議により、2021 年 7 月までに学会側で関係書類を整え事前の確認を受けたうえで 2021 年 9 月に正式申請をするスケジュールとなったことが報告された。

２　その他

小畑研究企画委員会委員長より、2021 年度大会のプログラムにつき、これまで未定であった座長候補につき内諾を得たことの報告があり、これに関する資料を理事・監事にメール送信するので確認するよう依頼がなされた。また、公募パネル報告について、公募要領および応募フォームの準備を進めていることが報告された。

２）議決事項

第 1 号議案　国際法外交雑誌第 120 巻特集企画に関する件

濵本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、国際法外交雑誌 120 巻特集企画案「COVID-19」につき、1 論文 1 万字の分量とすること、2021 年 8 月刊行とすること、公募は行わないこと、追加情報の提案などの論文執筆支援を行うこと、及び執筆候補者の留意点について説明がなされ、また Web 公開の可能性については雑誌編集委員会でなお検討中であることが報告された。

兼原代表理事より、執筆者や具体的なトピックの選定などは基本的に雑誌編集委員会の所掌事項であるので、今回の理事会で特集企画が大枠で承認された場合には、今後の具体的な編集作業については基本的に雑誌編集委員会に一任し、編集の進行状況については通例どおり次回理事会で雑誌編集委員会より報告することが確認された。

論文執筆支援に関連して、「『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程」上、依頼原稿についても内容に関する実質的審査を行うことは必ずしも排除されないとの認識が複数の理事から示された。これを踏まえ、兼原代表理事より、論文執筆支援は論文内容の実質的審

査を排除するものではなく、当該特集号掲載論文についての審査につき、「『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程」上の位置づけを雑誌編集委員会において明確化した上で、執筆依頼の際に審査規程を参照するよう執筆者に伝えることが提案された。

分量に関して、雑誌の厚さにより輸送に関して冨山房との調整が必要となりうるという指摘や、論文の質の確保についての懸念の表明があった。これらの意見を踏まえ、兼原代表理事より、1 本 1 万字とするとともに、論文の質の確保のため審査を含め雑誌編集委員会において尽力することとし、また略語表の工夫で分量を節約することが提案された。

Web 公表に関しては、技術的問題を HP 委員会と詰めること、Web 公表する場合には非会員への雑誌販売を委託している有斐閣との調整が必要となるという指摘や、会員以外に無料で Web 公開することについては会員への説明が必要になるのではないかという指摘、また全論文の Web 公開は会費や有斐閣に関わる問題を生じさせるので一部の原稿のみを Web に掲載してハードコピーの購入を奨励するという考え方もありうるとの指摘がなされた。これらの意見を踏まえ、濱本雑誌編集委員会委員長より、少なくとも一部の原稿については Web 掲載の可能性を検討していることを依頼時に執筆者に周知し、実際に Web 掲載が決まった段階で個別に該当の執筆者の了承を得ることが提案された。兼原代表理事より、濵本雑誌編集委員会委員長の提案で当面進め、有斐閣、会員への説明の仕方の詳細については、代表理事と事務局とも相談しながら雑誌編集委員会で検討し、理事・監事と適宜協議することが提案された。

以上の議事を経て、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

・国際法外交雑誌 120 巻特集企画案「COVID-19」を承認し、1 論文の分量は 1 万字、刊行時期は 2021 年 8 月とするとともに、公募は行わないこととする。

・執筆候補者の留意点を了承し、執筆者や具体的なトピックの選定は慣例に従い雑誌編集委員会において行うこととする。

・略語表の配布を含め論文執筆支援を雑誌編集委員会において実施するとともに、査読を行う。かかる査読の審査規定上の位置づけを雑誌編集委員会において明確化のうえ、依頼時に執筆者に対し審査規程等への注意喚起を行う。

・少なくとも一部の原稿については Web 掲載の可能性を検討していることを依頼時に執筆者に周知し、実際に Web 掲載が決定した段階で個別に該当の執筆者の承諾を得ることとする。有斐閣及び会員への説明の詳細については、代表理事及び事務局とも相談しながら雑誌編集委員会で検討し、理事・監事と適宜協議する。

第 2 号議案　国際司法裁判所判例研究会による判例研究に関する件

濵本雑誌編集委員会委員長より、資料に基づき、「国際司法裁判所判例研究会」による判

例研究の国際法外交雑誌への寄稿について、開放性及び公平性の確保の観点から、同研究会とも調整のうえ、同研究会と雑誌編集委員会との関係の明確化を検討しているとの説明がなされた。兼原代表理事より、今回は検討の中間報告であり本理事会における最終的な議決を予定しないとの理解が示されたうえで、検討の方向性について意見交換が行われた。それに先立ち、兼原代表理事より、今次の検討は、これまで同研究会の判例研究が国際法外交雑誌に掲載されてきたことに評価を加えるものではないことに、理事会の理解が求められた。同研究会の経緯や現状についての質疑応答に加えて、判例研究は教育上有用だが掲載スケジュールが不明確であるとの意見、近年は「判例研究」と呼べるものになっており「資料」という従来の位置づけが適切か検討すべきという意見、従来は学会に公共財として資料を提供するという意識で行われてきたが、近年は研究の要素が強まっており趣旨と実態がずれてきているので整理する必要があるといった意見があった。

これらの意見を踏まえ、兼原代表理事より、以下のように論点整理がなされた。第１に、判例研究の教育的・学術的必要性について異論はなく、掲載の継続は必要と考えられる。第２に、そのうえで、いかなる制度構築をするかを検討する余地がある。「国際司法裁判所判例研究会」を前提にその開放性・公平性を強化するという考え方とともに、たとえば、学会内において判例研究部門を設置するという考え方もありうる。第３に、制度が決定されれば、「資料」ではなく「判例研究」という区分を設けることも考えられ、その場合には、査読、投稿規程、執筆要領といった個別論点をさらに検討する必要がある。

以上の論点等を踏まえ、適宜、代表理事との相談も含めて雑誌編集委員会において引き続き検討し、改めて次回理事会に諮ることが了承された。兼原代表理事より、問題の性質に鑑み、雑誌編集委員会での検討にゆだねる事項と理事会での議決事項を、一義的に区分することは容易ではないため、雑誌編集委員会の検討をまって、適切な形で理事会での議決を行うとの説明がなされた。

【議決事項】　なし

第３号議案　新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、１件の入会申請（一般会員１件）について提案がなされた。

また、逝去された会員に対する学会としての対応について、古谷事務局長より以下の説明がなされた。従来、理事を経験された会員（名誉会員）については、国際法外交雑誌に訃報を掲載する慣行となっており、また、葬儀に際しては、学会として弔電と生花を送ることになっている。さらに、理事長・代表理事を務められた会員（名誉理事）については、これに加えて、告別式等において代表理事（あるいはその代理）が弔辞を捧げることになっている。旧法人における評議員については学会として弔電をお送りするなどの対応はしていないが、現在の一般財団法人の制度における評議員について、従来と同様の取扱いで良いのかを検討する必要があると考えらえる。旧制度と比較して評議員の人数が限定されており、学会に

おける法的位置づけや役割の重要性が増していること、また旧制度では評議員のなかから理事が選出される方式だったが、新法人では理事とは別個に評議員が選出されるために、新法人のもとで理事を経験せずに評議員を務めるケースも生まれてくることなど、評議員を理事と同様に取り扱うことに一定の合理性もあろうかと考えられる。次回あるいはその先の理事会で新たな申し合わせを議論することに向けて、事務局として準備を進めたい。

以上の説明を踏まえ、今後事務局として原案を作成し、しかるべき機会に理事会において議論を行うことが了承された。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（1 名の理事退出後であり、17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】
新入会員＝1 名（一般会員＝1 名）
新入会員入会後の会員数
865 名（一般 773 名、学生 45 名、名誉 41 名、特別 3 名、終身 1 名、維持 2 件）

第 4 号議案　その他
（1）日弁連主催オンラインセミナーの後援に関する件

新井アウトリーチ委員会委員長より、資料に基づき、日弁連からの国際法学会に対する日弁連主催のオンラインセミナーの後援依頼について説明がなされ、依頼に応じ日弁連主催オンラインセミナーを後援することが提案された。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　日弁連主催オンラインセミナーを後援する。

（2）2020 年 ILA 京都大会（オンライン）の会員への告知に関する件

兼原代表理事より、ILA 京都大会の実行委員長である浅田正彦名誉理事より、11 月 29 日～12 月 13 日の間にオンラインで開催されることになった ILA 大会について国際法学会の会員全員へのメール告知の要請があったことにつき説明があり、また以下の理由により「特別な例」としてメールによる周知を認めることが提案された。第 1 に 1964 年以後、50 年余を経ての日本での ILA 大会の開催であり、これにはオンライン開催になったという ILA の歴史上初めての事由も関連する。また、同じ日本の国際法に関する学会として、世界大会の開催についてはできるだけ支援する必要がある。なお、日本支部の年次大会の開催とは異なるので、ILA 日本支部だけを特別扱いする趣旨ではない。第 2 に、9 月初旬に会員全員にニューズレターを発信したが、同ニューズレターの起草に際しては、他学会からのアナウンスについては通知事項を打診・募集しなかったので、かかるアナウンスをニューズレターに

記載する機会がなかった。
定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】　2020 年 ILA 京都大会（オンライン）の開催をメールにより国際法学会会員に告知する。

（3）日本学術会議の委員任命拒否問題に関する問い合わせへの対応に関する件

兼原代表理事より、10 月 3 日に一般社団法人日本教育学会事務局より「日本学術会議の委員任命拒否問題に関する貴学会の対応に関する質問」という文書の送付があり、（1）貴学協会では、現在、この事態に対して意見表明など何らかの行動を起こすことを検討しているか、（2）専門分野横断的な学協会による共同行動の可能性について、どのようにお考えか。また、もし既にそうした動きを起こしている、あるいは、知っているということなら、情報を知らせてほしい、との問い合わせがあったこと及び、10 月 7 日までの回答を求められたため、10 月 11 日開催の本理事会の開催を待たず暫定的に（1）については「未定」、（2）については「特に情報を把握していない」と事務局より回答したことにつき報告がなされた。

兼原代表理事より、この件についてはいろいろな考えの会員がいることが予想され、学会として統一した意思を示すことは、難しいだけではなく、適当ではないとも思われるので、教育学会からの問い合わせについては、改めて正式に、「国際法学会として行動を起こすことは検討しない」と回答し、あわせて今後類似の問い合わせや共同行動の要請などがあった場合には、同様の方向で対応することとが提案された。この提案に対し、「国際法学会として行動を起こすことは当面検討していない」との修正案が理事より提示され、了承された。

定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】
・一般社団法人日本教育学会事務局からの問い合わせに対し、「国際法学会として行動を起こすことは当面検討していない」と回答する。
・今後類似の問い合わせや共同行動の要請などがあった場合には、同様の方向で対応することとする。

兼原代表理事より、前回理事会でのエキスパートコメント委員会からの問題提起に関連して、前回の理事会では、エキスパートコメントが、より広く読まれることが望ましいことはそのとおりであるものの、たとえば、エキスパートコメントの新規のホームページへの掲載があるたびごとの、会員へのメールによる通知という方法については、以下の意見が共有

されたことが確認された。ホームページへの掲載事項は、相互に軽重はなく、エキスパートコメントだけの問題ではなく、ホームページへの新規掲載事項があるたびごとに、会員へメール通知することは、受け取る側にとっても、煩瑣になりかねないこと、学会支援機構にメール送信を委託しており、このような多くの作業を追加すれば、業務委託の費用が高くなりうること。

そのうえで、兼原代表理事より、国際法学会ホームページをより広く読まれるようにするための提案や助言の依頼がなされた。

以上をもって議案の審議が終了したので、12 時 46 分に本理事会を閉会した。

以上

（この頁は白紙です）